

大船渡市森林整備推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大船渡市森林整備推進事業費補助金交付要綱（令和3年11月8日農林水産部長決裁）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第1 健全な森林の造成及び育成による森林資源の持続的な経営管理を推進するため、森林整備事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。 （定義） 第2 この要綱において「森林整備事業」とは、森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の規定に基づき行う事業をいう。 第3～第10 [略]	（目的） 第1 健全な森林の造成及び育成による森林資源の持続的な経営管理を推進するため、森林整備事業、<u>いわて環境の森整備事業</u>を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。 （定義） 第2 この要綱において「森林整備事業」とは、森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の規定に基づき行う事業をいう。<u>また、「いわて環境の森整備事業」とは、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱並びに岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）の規定に基づき行う事業をいう。</u> 第3～第10 [略]

別表第1（第5関係）

項 目	数量等	備 考
人工造林	森林整備事業に要する経費の100分の90を限度とする。	国、県の補助金並びにその他補助金及び助成金の交付を受けた場合は、その額を控除した額とする。
下刈	森林整備事業に要する経費の100分の80を限度とする。	
除伐		
保育間伐		
間伐		
鳥獣被害防止施設等整備	森林整備事業に要する経費の100分の90を限度とする。	

別表第2（第9関係）〔略〕

様式第1号～様式第5号 〔略〕

備考 改正部分は、下線（赤文字）の部分である。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から改正する。

別表第1（第5関係）

項 目	数量等	備 考
人工造林	<u>第1、第2で定めた事業の経費から国県の補助金等を控除した額の1/2とする。</u>	国、県の補助金並びにその他補助金及び助成金の交付を受けた場合は、その額を控除した額とする。
下刈		
除伐		
保育間伐		
間伐		
鳥獣被害防止施設等整備		

別表第2（第9関係）〔略〕

様式第1号～様式第5号 〔略〕